

① 入居者へのサービスの提供の内容は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものであること。

② 費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用、日常生活等の上で入居者から支払を受ける費用の額を規定するものであること。

(2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活単位の特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準(基準第35条)

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居室での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、小規模生活単位の特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならぬ。

(2) 基準第35条第2項第1号に掲げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。

(3) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を営むことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。

(4) ユニット(第3項第1号)

ユニットは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。

(5) 居室(第1号イ)

① 上記(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの

共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは、次の3つをいう。

(ア) 当該共同生活室に隣接している居室

(イ) 当該共同生活室に隣接してはいるが、(ア)の居室と隣接している居室

(ウ) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(ア)及び(イ)に該当する居室を除く。)

③ ユニットの入居定員

小規模生活単位型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認められる。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならぬ。

(ア) 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。

(イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。

④ ユニットの入居定員に関する既存施設の特例

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、施設を新増築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、上記③の(イ)の要件は適用しない。

また、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む。)場合は、当該ユニットについては、上記③は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。

⑤ 居室の床面積

小規模生活単位型特別養護老人ホームでは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた軍筒などの家具を持ち込むことを想定して

いる。
このため、一の居室の床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とするところが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

(6) 共同生活室（第1号ロ）

① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならぬ。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

(ア) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。

(イ) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。

② 共同生活室の床面積

共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(5)の⑤にあるのと同様である。

③ 共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならぬ。

また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができ
るようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ま
しい。

(7) 洗面設備 (第1号ハ)

洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活
室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつて
は、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上
に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、
共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(8) 便所 (第1号ニ)

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ご
とに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、
共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分
散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同
生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(9) 浴室 (第2号)

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。

(10) 廊下 (第5項第1号)

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や
職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律
の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員
等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコー
プを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が
生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型特別養護老人ホームの廊下の幅につい
ては、第2の2の(4)を準用する。この場合において、第2の2の
(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとす
る。

(11) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備については、上記
の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定((4)及び(1
2)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静
養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」
と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(1
0)中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読
み替えるものとする。

5. サービスの取扱方針

(1) 基準第36条第1項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入

居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことのできるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。

入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とそこで培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならぬ。

なお、こうしたことから明らかのように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなないことを行うのは、サービスとして適当でない。

(2) 基準第36条第2項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。

このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。

6 介護

(1) 基準第37条第1項は、介護が、第36条第1項及び第2項のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。

自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。

また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援することどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。

(2) 基準第37条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。

(3) 基準第37条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行う

こととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができただけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

(4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7. 食事

(1) 基準第38条第3項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しななければならないこと、また、施設側の都合で高かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。

(2) 基準第38条第4項は、第33条第1項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(5)までを準用する。

8. 社会生活上の便宜の提供等

(1) 基準第39条第1項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

(2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9. 勤務体制の確保等

(1) 基準第40条第2項は、第36条第1項のサービスの取扱方針を受けて、職員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。

これは、職員が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。

(2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10. 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から第5まで及び7から9まで、第2の1、並びに第4の1、2((2)を除く)、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6. 一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1. 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準

については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあっては小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針（基準第33条）に、また、それ以外の部分にあっては特別養護老人ホームの基本方針（基準第2条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準第45条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

(1) 基準第12条第1項第4号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。